

議案第41号

目黒区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月18日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

目黒区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成25年3月目黒区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限り。）」を加える。

第6条第1号中「定める者」の次に「（省令第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限り。）」を加える。

第17条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）」を「省令」に改める。

第47条第1項中「定める者」の次に「（省令第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限り。）」を加える。

第60条の9第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）等の施行に伴い、規定の整備を行うため、条例改正の必

要を認め、この案を提出します。

資 料

目黒区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表 (_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(指定地域密着型サービス事業者の指定の要件)</p> <p>第4条 法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。</p> <p>(指定期巡回・随時対応型訪問介護看護)</p> <p>第6条 前条に規定する援助等を行うため、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。</p> <p>(1) 訪問介護員等(指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者(省令第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)をいう。以下この章において同じ。)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章において「定期巡回サービス」という。)</p>	<p>(指定地域密着型サービス事業者の指定の要件)</p> <p>第4条 法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。</p> <p>(指定期巡回・随時対応型訪問介護看護)</p> <p>第6条 前条に規定する援助等を行うため、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。</p> <p>(1) 訪問介護員等(指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章において「定期巡回サービス」という。)</p>

(2)～(4) (現行に同じ。)

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が省令第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を区に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(指定夜間対応型訪問介護)

第47条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提

(2)～(4) (省略)

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第3.6号。以下「省令」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を区に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(指定夜間対応型訪問介護)

第47条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提

供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者（省令第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。以下この章において同じ。）の訪問の要否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。

2 （現行に同じ。）

（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）

第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(5) （現行に同じ。）

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとし、特に、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に

供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）の訪問の要否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。

2 （省略）

（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）

第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(5) （省略）

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとし、特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対して

対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

は、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。